

令和4年3月16日

北春日部駅周辺地区土地区画整理事業に関連する 都市計画の構想(原案)の閲覧・縦覧 および原案に関する公聴会を行います

北春日部駅周辺地区土地区画整理事業の施行に当たり、埼玉県および春日部市では都市計画の変更を予定しています。それに伴い、皆さんからの意見をもらうため、都市計画変更の構想(原案)について閲覧・縦覧、および原案に関する公聴会を行います。

【埼玉県による都市計画変更】

閲覧期間:4月1日(金)～15日(金)

閲覧内容:都市計画区域の整備、開発及び保全の方針,区域区分

閲覧場所:埼玉県都市計画課,越谷県土整備事務所,春日部市まちづくり推進課

【春日部市による都市計画変更】

縦覧期間:4月1日(金)～22日(金)

縦覧内容:用途地域,防火地域及び準防火地域,道路,下水道,土地区画整理事業,
地区計画

縦覧場所:春日部市まちづくり推進課

※内容は、4月1日(金)から、埼玉県都市計画課 WEB、春日部市まちづくり推進課 WEB
に掲載

【公聴会】※以下、①埼玉県による都市計画変更、②春日部市による都市計画変更

日時:①4月28日(金)午後2時～

②4月28日(金)午前10時～

場所:①・②とも、アイピー春日部ビル7階 大会議室

公述(公聴会で意見を述べること)の申し出ができる人:

- ① 本市の区域内に住所を有する個人および法人
- ② 本市の区域内に住所または土地を有する人および都市計画法第16条第2項に規定する利害関係人

申し出方法:

- ① 閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、閲覧期間中(必着)に直接、または郵送で、〒344-8577(所在地不要)春日部市役所4階まちづくり推進課、または、〒330-9301(所在地不要)埼玉県都市計画課へ
※ 県電子申請届出サービスによる提出も可
(届出サービスの詳細は、県都市計画課へお聞きくださいTEL048-830-5341)
- ② 縦覧場所にある意見書に必要事項を記入の上、縦覧期間中(必着)に直接、または郵送で、〒344-8577(所在地不要)春日部市役所4階まちづくり推進課へ
※ 公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。
※ 公述時間は、1人あたりおおむね10分です。
※ 公述の申し出がない場合、公聴会は中止となります。その場合は、その旨を公告するとともに、県・市HPでお知らせします。
※ 傍聴を希望する人は、4月25日(月)以降にまちづくり推進課へお問い合わせください。

問合せ先

都市整備部 まちづくり推進課

担当:杉浦、倉若 内線 3577